

第108期 中間決算公告

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 栃木銀行
取締役頭取 菊池 康雄

中間貸借対照表・中間損益計算書 注記事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,831百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法
により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法
により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

追加情報

最近の金融市場の状況を勘案した結果、一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告25号平成20年10月28日）を踏まえ、当中間会計期間末は合理的な見積もりに基づき算定された価額としております。なお、これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が1,345百万円、その他有価証券評価差額金が799百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が544百万円減少しております。

なお、変動利付国債の算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップ・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 32百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,475百万円、延滞債権額は35,239百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は92百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,472百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,280百万円であります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,643百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、300百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 30百万円

有価証券 1,079百万円

その他資産 2百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,890百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,454百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は868百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、385,253百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが362,437百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末日における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,541百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 23,119百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,880百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 1,015円26銭

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.73%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却721百万円、貸倒引当金繰入額198百万円及び株式等償却2,731百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 19円70銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,030	2,097	67
	地方債	2	2	0
	社債	1,700	1,718	18
	その他	6,000	6,088	88
	外国証券	6,000	6,088	88
	小計	9,732	9,906	173
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,280	1,257	△ 22
	その他	5,000	4,766	△ 233
	外国証券	5,000	4,766	△ 233
	小計	6,280	6,023	△ 256
合計		16,012	15,929	△ 82

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	32	32	-
合計	32	32	-

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社、子法人株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	32
合計	32

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,114	1,622	491
	債券	537,927	526,314	11,613
	国債	234,775	229,282	5,493
	地方債	85,777	83,704	2,073
	社債	217,374	213,328	4,046
	その他	18,926	18,605	321
	外国証券	18,926	18,605	321
	その他の証券	—	—	—
	小計	558,968	546,542	12,426
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	28,875	37,810	△ 8,935
	債券	66,557	68,138	△ 1,580
	国債	60,069	61,618	△ 1,548
	地方債	2,104	2,105	△ 0
	社債	4,384	4,415	△ 30
	その他	14,741	16,967	△ 2,225
	外国証券	7,803	8,000	△ 196
	その他の証券	6,938	8,967	△ 2,029
	小計	110,175	122,916	△ 12,741
合計		669,143	669,458	△ 315

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,713
合計	1,713

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、2,731百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

(1) 時価のある株式は、中間期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。

また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下の場合に減損処理を行います。

① 過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合。

② 当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合。

(2) 時価のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	9,286	9,286	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,414 百万円
退職給付引当金	5,952 百万円
賞与引当金	385 百万円
税務上の繰越欠損金	4,666 百万円
減価償却費	1,597 百万円
有価証券償却	729 百万円
その他有価証券評価差額金	140 百万円
その他	866 百万円
繰延税金資産小計	26,751 百万円
評価性引当額	△ 3,385 百万円
繰延税金資産合計	23,366 百万円
繰延税金資産の純額	23,366 百万円